

参考資料 2

H26.8.20 第2回専門部会提示資料

## ごみ処理基本計画の施策見直し(案)について

環境部生活環境課

## 1 ごみ処理体制の変更

- ①最終処分方法の変更

## 2 達成した施策

- ①施策No.3.4.1 **災害廃棄物処理体制の確立**

## 3 施策内容の見直し

- ①施策No.1.2.2 生ごみの発生抑制と減量化の推進
- ②施策No.1.3.4 過剰包装削減の推進
- ③施策No.3.1.4 環境にやさしい収集車両の導入**及びエコドライブの推進**
- ④施策No.3.2.1 安全で安定的な処理の継続実施

## 4 新たに進める必要がある施策

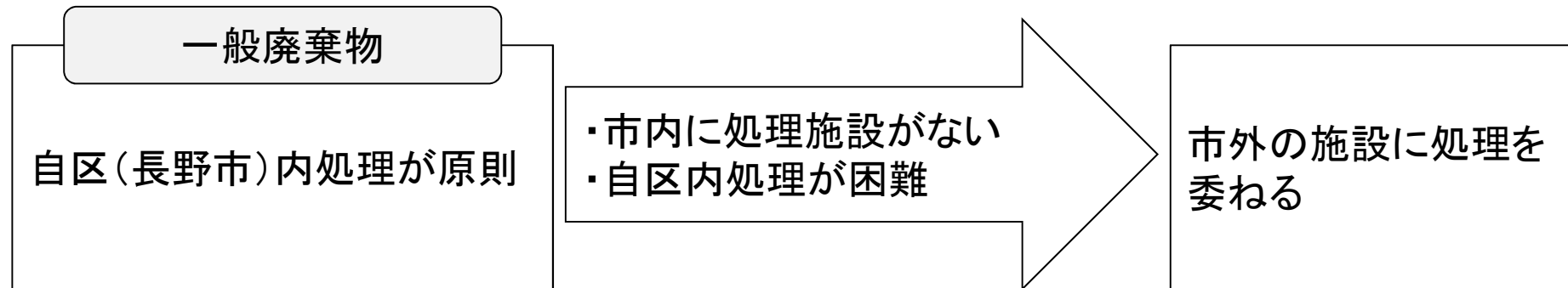
- ①施策No.1.3.6 多量排出事業所以外の事業所が排出する事業ごみ削減の推進
- ②施策No.1.3.7 食べ切り運動等の推進
- ③施策No.1.3.8 イベントごみの発生抑制の推進
- ④施策No.2.2.6 使用済小型家電回収の実施
- ⑤施策No.3.2.4 広域ごみ焼却施設建設に伴う清掃センターの整備

# 1 ごみ処理体制の変更①

最終処分種別	最終処分主体	処分施設
焼却灰・飛灰処理物	委託	民間最終処分場
	北信保健衛生施設組合	大俣最終処分場
不燃残渣	委託	民間最終処分場
家庭灰		

施策No.	新具体的施策	新基本計画本文
3.2.1	安全で安定的な処理の継続実施	長野広域連合によるごみ処理施設が整備・稼働されるまでの間、長野市清掃センター焼却施設について、中期保全計画に基づく適切な設備改修工事等の実施により、引き続き安全で安定的な処理を実施します。焼却灰等については、外部搬出により、 <b>適正かつ</b> 安定的に埋立処分を実施するほか、再資源化を促進していきます。

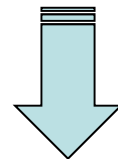
## 参考①



廃棄物の処理及び清掃に関する法律(施行令 第4条第9号)抜粋

一般廃棄物の処分又は再生の場所が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。

イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、通知すること。



法律では処理先(外部搬出先)の市町村への通知のみで良いとされているが、市町村によっては要綱を定め事前協議や搬出状況の確認等、法律以上の対応を求めているため、市職員が処理先(外部搬出先)へ出向き、事前協議をはじめ検査を行なっている。

## 参考②

### 平成25年度 最終処分外部搬出実績

内 容	処理施設	処理量(t)
焼却灰の埋立	飯山陸送(株)(中野市・野沢温泉村)	5,894
焼却灰の再資源化	ツネイシカムテックス埼玉(株)(埼玉県寄居町)	299
	宇都興産(株)(山口県宇部市)	100
	中部リサイクル(株)(愛知県名古屋市)	100
飛灰の埋立	(株)アシスト(山形県村山市)	2,989
混合灰の再資源化	(株)フジコーポレーション(小諸市)	1,895
家庭灰の再資源化	(株)フジコーポレーション(小諸市)	136
不燃残渣の埋立	(有)田切クリーンセンター(飯島町)	1,937
合 計 (内再資源化量)		13,349 (2,529)

焼却灰等の再資源化方法・・・溶解スラグ、セメントや人口砂の原料化

## 参考③

### 平成26年度 最終処分外部搬出計画

内 容	処理施設	処理量(t)
焼却灰の埋立	飯山陸送(株)(中野市・野沢温泉村)	6,000
焼却灰の再資源化	三重中央開発(株)(三重県伊賀市)	100
	太平洋セメント(株)(東京都港区)	300
	中部リサイクル(株)(愛知県名古屋市)	100
飛灰の埋立	(株)アシスト(山形県村山市)	3,000
混合灰の埋立	(株)アシスト(山形県村山市)	2,000
家庭灰の埋立	(株)ヤマゼン(三重県伊賀市)	160
不燃残渣の埋立	(有)田切クリーンセンター(飯島町)	1,900
合 計 (内再資源化量)		13,560 (500)

## 2 達成した施策

### 基本施策4 災害廃棄物対策

大規模災害等に対応した「長野市災害廃棄物処理計画」に基づき、早急な復旧に向けて迅速かつ適正な処理を行います。

施策No.	新具体的施策	新基本計画本文
3.4.1	災害廃棄物処理体制の 確立	「長野市災害廃棄物処理計画」に基づき、関係機関と協議を進めながら、仮置き場の確保等、災害時に備えた体制整備を図ります。  また、平成26年3月に国が策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、必要な見直しを行います。

### 3 施策内容の見直し①

施策No.	新具体的施策	新基本計画本文
1.2.2	生ごみの発生抑制と減量化の推進	<p>生ごみの減量化に向けて、ゴミ通信等を活用した啓発活動を実施するとともに、生ごみ自体を発生させない意識の高揚を図るため、食に係る「食育」、「地産地消」等推進団体との連携を強化します。</p> <p>また、ライフスタイルや地域特性に応じた自家処理を推進するため、生ごみ処理機器購入費補助金、生ごみ自家処理実践講座、生ごみ減量アドバイザー派遣制度等の多様な施策を継続実施するほか、一次生成物や生ごみ堆肥の有効活用に向けて利活用方法について検討していきます。</p> <p>※ 「生ごみの発生抑制・減量のための優先順位」は、修正しないため省略</p>



### 3 施策内容の見直し②

施策No.	新具体的施策	新基本計画本文
1.3.4	過剰包装削減の推進	事業所によるリユース梱包や簡易包装など、製造・流通・販売段階での過剰包装削減の取組を支援します。また、事業所、県及び関係団体等と連携し、家庭ごみの減量にもつながるレジ袋有料化の拡大を推進します。
3.1.4	環境にやさしい収集車両の導入及びエコドライブの推進	収集運搬段階における環境負荷の低減を図るため、委託業者の協力を得ながら、低公害型の収集車両の導入を促進するとともに、バイオマス燃料の導入、エコドライブ(省燃費運転)の実践等を促進します。

## 4 新たに進める必要がある施策①

### 現基本施策1-3 事業所ごみの発生抑制の推進

施策No.	新具体的施策	新基本計画本文
1.3.6	多量排出事業所以外の事業所が排出する事業ごみ削減の推進	事業ごみの排出実態調査と調査結果に基づく具体的な啓発を実施し、事業所のごみ減量化への取組を促進します。
1.3.7	食べ切り運動等の推進	「もったいない精神」に基づき、市民・事業所・県・市が一体となって、飲食店等での「食べ切り運動」や「食べ残し防止運動」を推進します。
1.3.8	イベントごみの発生抑制の推進	イベントごみの排出実態を把握し、イベント主催者や会場提供者等関係者の協力を得て、ごみをできるだけ出さない取組を進めます。

## 4 新たに進める必要がある施策②

### 現基本施策2-2 再資源化の推進

施策No.	新具体的施策	新基本計画本文
2.2.6	使用済小型家電回収の実施	使用済小型家電の再資源化を促進し、不燃ごみの削減と資源の有効活用を図るため、効率的な回収方法を検討し、実施します。

### 現基本施策3-2 ごみ処理施設の整備

施策No.	新具体的施策	新基本計画本文
3.2.4	広域ごみ焼却施設建設に伴う清掃センターの整備	広域ごみ焼却施設建設に合わせ資源化施設等を改修するとともに、新焼却施設稼働後に現焼却施設等を解体し、跡地の一部に資源物等ストックヤードを移設・整備します。

## 【参考】広域ごみ焼却施設建設・稼働に伴う清掃センターの整備内容

### ● 主な整備

現焼却施設	解体
資源化施設	①戻り可燃搬送コンベアの撤去 ②戻り可燃搬送設備の整備
計量棟	撤去（広域施設と共用を検討中）
洗車場	
全施設関連	電源供給設備改修

### ● 資源物等ストックヤードの移設・整備

#### <現状>

#### 資源物ヤード（清掃センター敷地内）

紙類、剪定枝葉、廃家電（家電リサイクル法に基づくテレビ、冷蔵庫、洗濯機等）を受入れ

#### ストックヤード（清掃センター敷地外）

瓦、れんが、物干し台、コンクリートブロックなどの処理困難物を受入れ



分散している施設を集約し、現焼却施設跡地の一部に、新たな資源物等ストックヤードを整備